別紙8の3

医療区分・ADL区分等に係る評価票（有床診療所療養病床入院基本料）

年　　月分

氏名	1男　2女　　1明　2大　3昭　4平　5令　.　　.　　生

入院元（入院した月に限り記載）
- □ 一般病棟（自院以外の急性期病院からの転院）
- □ 一般病棟（自院の急性期病棟からの転棟）
- □ 他の病棟（急性期医療を担う保険医療機関の一般病棟以外）
- □ 介護医療院
- □ 介護老人保健施設
- □ 特別養護老人ホーム
- □ 有料老人ホーム等
- □ 自宅

退院先（退院した月に限り記載）
- □ 一般病棟（急性期病棟への転院・転棟）
- □ 他の病棟（急性期医療を担う保険医療機関の一般病棟以外）
- □ 介護医療院
- □ 介護老人保健施設
- □ 特別養護老人ホーム
- □ 有料老人ホーム等
- □ 自宅
- □ 死亡

【留意事項】

療養病床に入院する患者については、別添6の別紙8の「医療区分・ADL区分等に係る評価票　評価の手引き」を用いて毎日評価を行い、患者の状態像に応じて、該当する区分に「○」を記入すること。その際、該当する全ての項目に記載すること。項目3については、重複して該当している処置等に係る医療区分2のそれぞれの項目にも「○」を記入すること。 また、頻度が定められていない項目については☆に「○」を記入すること。

Ⅰ　算定期間に限りがある区分

	医療区分3	期間	
1	24時間持続しての点滴	7	
3	処置等に係る医療区分2のうち、(1)感染症の治療に係る処置のいずれか及び(2)創傷の治療に係る処置及び器具の管理等を伴う処置のいずれかの双方に該当するもの（期間に限りがある区分についてはその期間内のみ該当するものとみなす）	項目による	
	医療区分2	期間	
4	消化管等の体内からの出血が反復継続している状態	7	
5	尿路感染症に対する治療	14	(1)
6	傷病等によりリハビリテーション	30	
7	81(脱水に対する治療)、かつ、83(発熱がある状態)の場合	7	(1)
8	82(頻回の嘔吐に対する治療)、かつ、83(発熱がある状態)の場	3	(1)
9	せん妄に対する治療	7	
10	84(経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養)、かつ、82(頻回の嘔吐に対する治療)又は83(発熱がある状態)の場合	7	(1)
11	頻回の血糖検査	3	

Ⅱ　算定期間に限りがない区分

	医療区分3	☆
12	スモン	
13	注1を参照	
14	86(医師及び看護職員により、常時、監視及び管理を実施している状態)に該当、かつ、1～46(14を除く。)に1項目以上該当する場合	
15	区分番号A212に掲げる超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算の注1に規定する超重症の状態（十五歳未満の小児患者に限る。）	
16	中心静脈栄養	
17	人工呼吸器の使用	
18	ドレーン法又は胸腔若しくは腹腔の洗浄	
19	85(気管切開又は気管内挿管)、かつ、83(発熱がある状態)の場合	
20	酸素療法（密度の高い治療を要する状態に限る。）	
21	感染症の治療の必要性から隔離室での管理	
	医療区分2	☆
22	筋ジストロフィー	
23	多発性硬化症	
24	筋萎縮性側索硬化症	
25	パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度の状態に限る。））	
26	その他の指定難病等　（12及び22～25までを除く。）	
27	脊髄損傷（頸椎損傷を原因とする麻痺が四肢すべてに認められる場合に限る。）	
28	慢性閉塞性肺疾患（ヒュー・ジョーンズの分類がⅤ度の状態に該当する場合に限る。）	
29	注2を参照	
30	基本診療料の施設基準等の別表第五の三の三の患者	
31	悪性腫瘍（医療用麻薬等の薬剤投与による疼痛コントロールが必要な場合に限る。）	
32	末期呼吸器疾患	
33	末期心不全	
34	末期腎不全	
35	他者に対する暴行が毎日認められる場合	
36	区分番号A212に掲げる超重症児（者）入院診療加算・準超重症児（者）入院診療加算の注1に規定する準超重症の状態（十五歳未満の小児患者に限る。）	

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31

			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
38	人工腎臓、持続緩徐式血液濾過、腹膜灌流又は血漿交換療法	(2)																															
39	肺炎に対する治療	(1)																															
40	褥瘡に対する治療（皮膚層の部分的喪失が認められる場合又は褥瘡が2ヵ所以上に認められる場合に限る。）	(2)																															
41	末梢循環障害による下肢末端の開放創に対する治療	(2)																															
42	うつ症状に対する治療																																
43	１日8回以上の喀痰吸引																																
44	気管切開又は気管内挿管（発熱を伴う状態を除く。）	(2)																															
45	創傷（手術創や感染創を含む。）、皮膚潰瘍又は下腿若しくは足部の蜂巣炎、膿等の感染症に対する治療	(2)																															
46	酸素療法（20を除く。）																																
47	86(医師及び看護職員により、常時、監視及び管理を実施している状態)に該当、かつ、1～46（14を除く。）に該当しない場合																																

	☆	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
医療区分3の該当有無																																
医療区分2の該当有無																																
医療区分3・2いずれも0（医療区分1）																																

81	脱水に対する治療																																
82	頻回の嘔吐に対する治療																																
83	発熱がある状態																																
84	経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養																																
85	気管切開又は気管内挿管																																
86	医師及び看護職員により、常時、監視及び管理を実施している状態																																
87	中心静脈カテーテル関連血流感染症に対しての治療																																
91	身体的拘束を実施している																																

Ⅲ　ADL区分評価

【留意事項】

　月初め（月の途中から入院又は転棟してきた場合には、入院又は転棟時）に、必ず各項目に評価点（0～6）を記入することとし、その後ADLが変化した場合は該当日に評価点を記入すること。なお、該当日以降に各区分のADLの変化がなければ記入しなくても良い。

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
a　ベッド上の可動性																															
b　移乗																															
c　食事																															
d　トイレの使用																															
ADL得点（合計得点0～24）																															

患者の状態像評価

【留意事項】

　月初め（月の途中から入院した場合には、入院時）に、必ずⅠ～Ⅲの評価結果に基づき、該当する区分に「〇」を記入することとし、その後状態等が変化し、該当しなくなった場合には「×」を記入すること。なお、該当日以降に状態等の変化がなければ記入しなくても良い。

医療区分の評価		ADL区分の評価			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
A	医療区分3	医療区分3の該当項目数が1以上	ADL区分3～1	ADL得点0～24																													
B	医療区分2	医療区分3の該当項目数が0で医療区分2の該当項目数が1以上	ADL区分3～2	ADL得点11～24																													
C			ADL区分1	ADL得点0～10																													
D	医療区分1	医療区分評価3・2いずれの該当項目数も0	ADL区分3	ADL得点23～24																													
E			ADL区分2～1	ADL得点0～22																													

※　当該患者に係る疾患又は状態等、ADL区分評価については、該当する全てのものについて記入すること。ただし、該当する疾患又は状態等について全て記入することが困難である場合にあっては、主となる疾患又は状態等の記入でも差し支えないこと。

注1
　ア　平成20年3月31日において現に障害者施設等入院基本料を算定する病棟に入院している患者のうち、重度の肢体不自由児(者)、脊髄損傷等の重度障害者、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者、難病患者等であって別表第五の二若しくは別表第五の三の患者
　イ「基本診療料の施設基準等」の別表第十二に掲げる神経難病等の患者であって、平成18年6月30日において現に特殊疾患療養病棟入院料1を算定する療養病棟に入院している患者（仮性球麻痺の患者以外の患者に限る。）
　ウ　平成20年3月31日において現に特殊疾患入院医療管理料を算定する病室に入院している患者のうち、脊髄損傷等の重度障害者、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者、難病患者等
　エ　平成20年3月31日において現に特殊疾患療養病棟入院料1を算定する病棟に入院している患者のうち、脊髄損傷等の重度障害者、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者、難病患者等

注2
　ア　平成20年3月31日において現に障害者施設等入院基本料を算定する病棟に入院している患者のうち、重度の肢体不自由児(者)、脊髄損傷等の重度障害者、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者、難病患者等であって別表第五の二又は別表第五の三の患者以外の患者
　イ「基本診療料の施設基準等」の別表第十二に掲げる神経難病等の患者であって、平成18年6月30日において現に特殊疾患療養病棟入院料2を算定する療養病棟に入院している患者（仮性球麻痺の患者以外の患者に限る。）（別表第五の二の患者は除く。）
　ウ　平成20年3月31日において現に特殊疾患療養病棟入院料2を算定する病棟に入院している患者のうち、重度の肢体不自由児（者）等、重度の障害者（脊髄損傷等の重度障害者、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者及び難病患者等を除く。）（別表第五の二の患者は除く。）

褥瘡の状態の評価

【留意事項】

　ADL区分3の状態の患者において、褥瘡対策加算を算定する日は、別紙様式46「褥瘡対策に関する評価」を用いて評価した当該日のDESIGN-R2020の合計点（深さの点数は加えない）を必ず記入すること。なお、ADL区分3以外の状態の日又は褥瘡対策加算を算定しない日は記入しなくても良い。

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
DESIGN－Rの合計点（深さの点数は加えない）																															